

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和6年8月1日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和6年8月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※<sup>1</sup> 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※<sup>2</sup> 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,890	14,130	6,945	7,065(+120)
30～44歳	15,430	15,690	7,715	7,845(+130)
45～59歳	16,980	17,270	8,490	8,635(+145)
60～64歳	16,210	16,490	7,294	7,420(+126)

#### 【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(14,130円)が適用されますので、令和6年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、7,065円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,746	2,869	2,196	2,295(+99)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,295円になります。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 12,790 円以下	80%～50%	4,160 円～6,395 円 (※2)
12,790 円超 14,130 円以下	50%	6,395 円～7,065 円
<b>14,130 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,065 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 12,790 円以下	80%～50%	4,160 円～6,395 円 (※2)
12,790 円超 15,690 円以下	50%	6,395 円～7,845 円
<b>15,690 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,845 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 12,790 円以下	80%～50%	4,160 円～6,395 円 (※2)
12,790 円超 17,270 円以下	50%	6,395 円～8,635 円
<b>17,270 円(上限額) 超</b>	—	<b>8,635 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 11,490 円以下	80%～45%	4,160 円～5,170 円 (※3)
11,490 円超 16,490 円以下	45%	5,170 円～7,420 円
<b>16,490 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,420 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y=0.8w-0.3\{(w-5,200)/7,590\}w$

※3  $y=0.8w-0.35\{(w-5,200)/6,290\}w$ ,  $y=0.05w+4,596$  のいずれか低い方の額

### 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

#### ◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	1,887	1,918 (+31)
60～64歳	1,525	1,551 (+26)

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	6,290	6,395 (+105)
60～64歳	5,085	5,170 (+85)